

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年2月12日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（変更前）特定非営利活動法人さぬき農村歌舞伎祇園座保存会

（変更後）特定非営利活動法人農村歌舞伎祇園座保存会

須田 敏明

高松市香川町東谷873番地3

3 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や多くの人々に対して、郷土芸能である農村歌舞伎を伝えると共に、後継者を育成し保存を図る事により、地域社会の融和と道徳心の向上を図り、芸術文化の増進に寄与することを目的とする。